

市職員の働き方改革の推進について



15番
篠原 亮太

Q 市民の皆様から信頼される市役所になるためには職員と市民がお互いに敬意をもって接することが大切です。今後の職員の働き方や職場環境の整備について伺います。

A 本市では働き方改革の取組の一環として、働きやすい服装の通年実施や時差勤務の特例措置を実施しているほか、時間外勤務の抑制につなげるため残業自粛月間などを定めています。

一般廃棄物の取組について



1番
内田 亜希子

Q 一般廃棄物（ごみ）の減量と資源化は、環境負荷の低減や持続可能な社会の実現に向けて不可欠な取組です。そこでごみの現状とこれからについて伺います。

A ごみ一人一日あたりの排出量は、年々減っています。ごみの減量化に向け次のような取組に力を入れています。

- ・紙類や段ボール等の分別徹底や資源化

八潮市の将来について



18番
寺原 一行

Q 10年後の八潮市はどうなっているのか、特に北部地区の発展について伺います。

A 東京外環自動車道のパーキングエリアに関しては、ネクスコ東日本から令和12年度末の工事完了を目標に事業を進めていると伺っています。

八潮市の事業であるスマートインターチェンジと都市計画道路に関しては、パーキングエリアとの同時共用を目標に進めています。

います。「道の駅」に関しては導入施設等の検討に向けて、運営事業者や周辺商業施設の利用者へのアンケート等を実施する基礎調査を行い、早期の開業を目指し、調査、検討を進めていきます。

10年後には地区内に複数の産業施設が立地されるよう、市と地域住民や地権者の皆様、パートナー企業および関係機関と連携し取り組んでいきます。



八潮市の中小企業支援について



5番
二木 和枝

Q 八潮市は多種多様な中小企業が集積しているものづくりの街であり、製造業の数は県内3番目です。本市では「八潮ブランド」や「特産品・推奨品」の認定をして、その魅力を市内外にPRされていますが、市内の事業者さんから、市内の公共施設で製品の展示販売をして八潮市の製造業をアピールしたいとの声が届いています。本市の考えについて伺います。

A 公共施設では、基本的に販売行為が禁止されていますが、条例や規則等により除外される場合もあります。このため、ご質問のような相談があった場合には、施設の設置目的等に照らし合わせ、各施設で個別に判断することとなりますので、ご理解いただきたいと思えます。今後につきましては、新たな施設が設置される際には、市内の商工業の振興となります展示販売を行う専用ブースの設置について、調査研究していきます。

子どもたちの遊び場について



6番
小倉 聖彦

Q 「この誰も使っていない野球場を子どもたちに使わせてあげたい」と市民の方が話していました。実際、ボール遊びが禁止されている公園や道路で、危険を伴いながら遊ぶ子どもが見られます。話を聞くと「遊べる場所がないから」とのことです。使われていない施設を有効に活用し、子どもたちに安全で自由な遊び場を提供すべきではないでしょうか。そこで大原公園野球場の平日の利用状

A 平日の利用状況は野球の利用率が多く、12から15パーセントの利用率です。利用されていない日の市民への開放については、当該施設は有料施設となっており、有料で利用している方との公平性の観点や平日でも一定の利用者がいること、またマウンドの保全や解放した後のグラウンド整備など施設の維持管理等の課題もあることから、現状では難しいと考えています。

子ども達に安心してバトンタッチできる市政へ、旧潮止揚水機場解体問題について



3番
大島 愛音

Q 八潮には平成13年に国登録文化財の申請事務手続きの内諾を受けた旧潮止揚水機場がありました。しかし、市が老朽化を理由に壊した事に対し、存続を願う住民側が訴訟を起こしました。住民側の訴えは、監査請求期間後の行政訴訟を起す期日を過ぎており棄却となつた為、期限切れの裁判として、住民側の訴えの詳細に踏み込めていません。その為、市議会

A 問してききましたが、詳細にご答弁頂いたのは今回初めてかと思えます。先ほど「判決には既判力がある、裁判所に拘束力がある」と伺いましたが、裁判所が決まったことは既判力と拘束力があり、裁判後は市民の疑問に、市は説明をしてはいけな

A 解体に至る経緯は、詳細な検討のうえで司法の判断を受けていますので、判決文のご紹介によりご理解をいただきたいと思います。

道路陥没事故に伴う 寄附の活用方法について



13 番
鈴木 貞夫

Q 寄附金を悪臭・振動に晒され続けた近隣の住民にお見舞金として分配することが理にかなっていると考えます。市のお考えを伺います。

A 本市には、県道陥没事故の発生後、ふるさと納税ポータルサイトの災害支援寄附の仕組みを活用し全国の方々から、698件、1342万2024円の寄附金が寄せられたところです。加えて道路陥没事故

の発生後、ふるさと納税ポータルサイト以外に現金でいただいた一般寄附金として、11件、66万3千円の寄附を頂いたところです。これらの寄附金の活用については、広く本市を応援してくださる方々から寄せられた寄附金の趣旨を踏まえ、再発防止を含めた安全対策や今後の災害に備える物資など、広く市民の皆さんの安全・安心な生活に還元できる活用を検討しており、具体的な充当事業については、庁内関係部署と連携のうえ、決定していきたいと考えています。

八潮駅の混雑緩和について



14 番
金子 壮一

Q 開業20周年を迎えた、つくばエクスプレス。八潮駅の1日平均乗車人員は、2万5千人を超え、秋葉原・北千住・流山おおたかの森・南流山に次ぐ、沿線で5番目となり、快速停車の効果もあり、乗降客数が増加し続けています。一方で、朝の通勤ラッシュにおける、ホームの混雑状況が顕著であり、ピーク時にはエスカレータ待ちの列が、改札の外にまで長蛇の列になっており、深刻化してい

ます。そこで、混雑を解消し、市民の利便性向上に繋げるために、県道松戸草加線側の改札口の設置について、伺います。

A 首都圏新都市鉄道(株)からは「管理上、経済性などの観点から改札は、一か所にす

交通弱者に対する支援について



10 番
池谷 正

Q 運転免許を返納した高齢者や障がい者、妊婦など外出に際して自ら交通手段を持たない市民が多くなっており、その対策が求められています。その一つとして、コミュニティバスを現在の2ルートから3ルート体制へ増やす考えはあるか。

A コミュニティバスについては、市民の方から、ルート変更や地域の増便の要望が市に寄せられており、特に高齢者

からは、市内のかかりつけの病院へ行くバスがない、行きたい時間に行けないなどの意見を伺っています。

一方でバス事業者からは、運行における速達性、定時性への影響やバス運転手不足、労働環境改善のための運転時間の制限などから、現状ではルート変更や増便は難しいとの説明を受けています。

このため、ルート変更や増便が難しい状況の中で、利用者を増やし、持続可能な公共交通にしていかが、課題であると考えています。

本市の外国籍の方の対応について



12 番
大泉 芳行

Q 令和6年版「統計やしお」からみても近年外国籍の方が増えている。本市の状況を分析し対応することは重要であるが以下3点伺う①在留資格の内訳と人数②外国籍の住民税非課税世帯数と人数③外国籍の方を分母とする国民健康保険加入数と加入率について

A ①令和7年7月1日現在、「身分又は地位に基づく在留資格等」は永住者1517人、

日本人の配偶者等187人、永住者の配偶者等178人、定住者365人、特別永住者163人で合計2410人。「活動に基づく在留資格」は技能実習809人、技術・人文知識・国際業務548人、特定技能519人、家族滞在467人、特定活動212人、その他297人で合計2852人。全体で5262人②令和7年7月末時点で、非課税世帯数は623世帯で人数は1694人③令和7年4月1日現在で、分母は5153人で加入数は1146人、加入率は22パーセント。

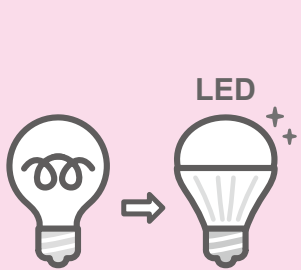
公共施設の維持管理について



21 番
朝田 和宏

Q 2027年末で、一般照明の蛍光灯の製造と輸出入が禁止されることを考慮し、公共施設でも照明器具のLED化が進んでいます。現時点で、本市の公共施設のLED化は何パーセントか伺います。

A 市内53の公共施設を調査した結果、実施済が3施設（5・7パーセント）一部実施が27施設（50・9パーセント）未実施が23施設（43・4パーセ



ント)となっています。この調査結果に表れているとおり、本市は、照明LED化を今後かなりのペースで進めていく必要があると認識しています。この照明LED化について計画的に進める必要があることを、改めて庁内で情報共有したいと考えています。

学校現場における 熱中症対策について



20 番
岡部 一正

Q ①学校現場における熱中症対策の取り組みについて②通学時に日傘の使用を勧めている教育委員会があるようです。本市のご見解について伺う。

A ①市教育委員会では、環境省・文部科学省が作成した「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」をもとに、「熱中症防止ガイドライン」を作成し、市内全小・中学校で共通理解を図り、熱中症防

止に取り組んでいます。併せて、日頃の環境整備や児童生徒への指導、活動中の留意点についてもチェックリストとして教職員に示し、熱中症防止につながる取り組みを各学校で進めています。

②通学時に日傘を使用することについては、各学校の判断で使用を認めています。また、日傘以外にもネッククーラー等の使用も認めており、中学校では体操着や帽子を着用しての登下校も許可しています。



請願

請願名

新設小学校の校名に関する請願書

【要旨】

新設小学校(開校予定…令和9年4月・建設予定地…八潮市大字圀81番地)は、これまでの八潮市の方針に従って、所在する地名、地域の歴史・文化および地理的条件に見合った名称「圀小学校」にしていたきたい。

【理由】

平成6(1994)年4月、それまで番号制だった八潮市内の小・中学校を「地名や地域の特徴を生かした親しめる校名」に変えました。例えば、第八小学校を大瀬小学校、第三中学校を八條中学校に校名変更しています。

市報「広報やしお」(No.406、平成6年1月25日号)では、番号制から地名や地域の特徴を生かした校名に変更した理由を次のように説明しています。「校名にその地名をとどめることや地域の特徴を生かした校名に変えることは、校名に由来した地域の歴史や文化等を児童生徒が学び、ふれることにより教育的効果が高まるという期待がもたれ、ひいては郷土愛にもつながることと考えられます。」

今回の校名案策定に際しては、広く市民に対して校名の募集が行われました。その集計結果は、新設小学校が立地する地名「圀」を根拠に「圀小学校」が最も票

を集め219票、次いで「圀川小学校」21票でした。「花桃小学校」は19票です。

またその後、関わる通学区の小・中学校の児童および生徒を対象に、校名候補を絞ったアンケートが実施されました。感覚的な理由が添えられ、それを根拠に選択させる方法は丁寧さを欠き、単なる人気投票と言えます。

市民の意見を十分に汲み取ったとはいえない審議を経て、八潮市学校教育審議会が答申し、教育委員会が可決した新設小学校名候補「花桃」は地名でなく、八潮市域の歴史・文化、地理的条件にも全く立脚していません。

さらに、花桃は病気や害虫に弱く、樹齢も20年程度しかない植物です。市の花に選定されているとしても、八潮市の未来を担う子供達が通う小学校の校名には相応しくありません。このような校名では、市民にとっては、八潮市自治基本条例前文にあるような「八潮に愛着と、八潮市民としての誇り」をもつことはできません。

私たちは、新設小学校の校名案「花桃小学校」を見直し、順当に「圀小学校」となることを望みます。

上記地方自治法第124条の規定により請願いたします。

提出日 令和7年7月16日

請願者

(代表) 八潮の地名から学ぶ会
会長 長谷田 忠夫

住所 八潮市大字二丁目
(代表) 「圀」を発信する会 代
表 大隅則子

住所 八潮市大字南後谷
(代表) 「圀」を守る会 事務局
次長 恩田 雅久

住所 八潮市大字二丁目
(代表) NPO法人 八潮市域の歴史文化とまちづくり 副代表理事 昼間 良次

住所 八潮市中央一丁目
外3081名
なお、同請願について、総務文教常任委員会で審査し、趣旨採択すべきものと決し、同委員会から「新設小学校の校名に関する請願書」を提出し、趣旨採択されました。

用語 請願について

請願とは市民の皆様が、市政などについて直接市議会に要望できる制度です。

受理した請願はまず、本会議に上程し、委員会で詳しく審査します。次に本会議で採択するかどうかなどの結論を出します。審査結果については、提出された代表者に通知しています。

請願が採択されればすぐその要望事項が実施されるというわけではありませんが、市民の要望を市政に反映させるための有効な手段といえます。

・請願は1名以上の議員の紹介を必要とします。

・定例会の開会に係る議会運営委員会開催日の前日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)までに受理された請願は、その定例会で審議されます。

意見書

定例会において、1件の意見書を原案のとおり可決しました。なお、可決した意見書は、関係機関に送付しました。

国に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への参加・調印・批准が開始され、2021年1月22日に発効しました。2024年9月24日現在、94か国が署名し、73か国が批准しています。

同条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。

同条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。また、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。

同条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。この条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせ、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行いました。その後も繰り返し核使

用の脅迫を行いながら侵略を続けています。また、イスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言しました。

これらは、核兵器の使用・威嚇を禁じた同条約に明確に違反するものです。

2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえています。被爆80年を迎える本年こそ広島、長崎の原爆被害を世界で唯一体験した日本政府として、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。

議案

■議案第86号 八潮市固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和7年9月29日をもって任期満了となる八潮市固定資産評価審査委員会委員に、清水 努氏(しみず つとむ、草加市)を選任することに同意しました。

令和7年第4回定例会の日程(案)

12月1日(月)	本会議 開会、開議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案の上程及び提案理由の説明など
9日(火)	本会議 総括質疑(議案に対する質疑)、議案の委員会付託
10日(水)	総務文教常任委員会
11日(木)	建設水道常任委員会
12日(金)	福祉環境常任委員会
15日(月)	本会議(一般質問)
16日(火)	本会議(一般質問)
17日(水)	本会議(一般質問)
18日(木)	本会議 委員会報告、質疑、討論、採決など、閉会

※この定例会日程は予定ですので、変更する場合があります。
LIVE…ライブ配信日。

委員会のうごき

総務文教常任委員会

委員会に付託された議案については、令和6年度八潮市一般会計歳入歳出決算の認定についてなどの分割付託2議案、その他6議案のあわせて8議案の審査を行いました。

また、請願第7号「新設小学校の校名に関する請願書」の審査を行いました。

請願について審査した中で、意見として、「請願第7号、新設小学校の校名に関する請願書について、紹介議員、請願者への質疑・回答を踏まえて、趣旨採択にすることを提案します。

理由については、請願の「新設校の校名を垢小学校にしていたきたい」との件については残念ながら同意できません。2年かけて八潮市学校教育審議会に校名の選定を諮問し、広く市民、保護者、児童生徒、関係町会も含めて校名案を公募し、以後、慎重な手続きを経て、校名案を決定したものです。

その経過の中で重大な手続き上の過誤、誤りがあったとは思えません。しかし、3000名を超える署名が寄せられたことを考慮し、趣旨採択をすることを提案します。」との発言がありました。

会議に諮ったところ、趣旨採択すべきものと決しました。

また、八潮市立学校設置条例の一部を改正する条例については、意見として、「議案第77号に對しまして提案をしたいと思

しましては、校名に反対された請願書の署名者数は、ネットの前日分も含めると4000筆もありました。この内、市内の方が2662筆の方々が署名され校名に反対されているということもありますし、先ほどの周知の見解は、担当課長の見解であり、八潮市自治基本条例に反してしまっているという疑いもありますので、市民への丁寧な説明をするためにも、次の12月の定例会まで、継続審査にしたいと思います」との発言がありました。

継続審査とすることについて会議に諮ったところ、賛成少数により否決されました。このため議案について会議に諮ったところ、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案の審査結果については、8議案すべて可決すべきものと決しました。

建設水道常任委員会

委員会に付託された議案については、令和6年度八潮市一般会計歳入歳出決算の認定についてなど分割付託2議案、その他15議案のあわせて17議案の審査を行いました。

令和6年度八潮市一般会計歳入歳出決算の認定について、「橋りょう調査委託料について、委託内容、点検方法や点検場所の選定について伺います」との質疑に対し、「委託内容については、市道6093号線の橋りょう保守に必要な実施設計業務及び市内43か所の定期点検です。

また、点検方法は目視またはハンマーを使用した打診などを行っています。点検場所の選定については市内全119カ所を5カ年に分けて点検しています」との答弁がありました。

また、「雨水貯留施設設置費補助金について、利用件数と周知方法について伺います」との質疑に対し、「令和6年度は5件の申請がありました。周知につきましては、広報やしお、市ホームページの掲載、市民まつり、夜市での周知、下水道だよりでの特集記事、下水道課の窓口、今年度は本庁舎1階ロビーにも展示をしています。今後は、総合防災訓練でも紹介する予定です」との答弁がありました。

議案の審査結果については、17議案すべて可決すべきものと決しました。

福祉環境常任委員会

委員会に付託された議案については、令和6年度八潮市一般会計歳入歳出決算の認定についてなど分割付託2議案、その他10議案のあわせて12議案の審査を行いました。

令和6年度八潮市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでは、意見として、「議案第60号、令和6年度八潮市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

介護保険制度は、介護が必要になったとき、安心して介護が受けられる社会保障制度です。しかし、介護保険料は見直しご

とに引き上げられてきました。被保険者の負担は所得に応じて、となっていますが、低所得世帯の未納が多くなっています。利用料などの負担も、物価高騰による負担などから厳しい状況にあるといえるのではないのでしょうか。一般会計の繰入れを行うなどして市民の負担軽減をはかる必要があると思います。介護保険の制度上、保険者と被保険者の負担は、今後も限りなく上がるという状況が続くと思われます。この問題を解決し、誰もが安心して介護を受けられるために根本的な制度の見直しが必要だと思ひます。

以上のことから、令和6年度八潮市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対します」との発言がありました。

また、令和6年度八潮市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、意見として、「議案第61号、令和6年度八潮市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療保険は、令和6年度に保険料の見直しが行われ、保険料率が上がりました。滞納者の多くは低所得層であり、被保険者均等割額の軽減対象者数は、被保険者の約7割にもなります。後期高齢者の収入の多くは年金によるものであり、3年前から続く物価高騰に対しての年金の上昇はわずかであり、日々の高齢者の生活を圧迫しています。

このような状況の中、高齢者

が安心して医療にかかれないうち後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については反対とします」との発言がありました。

また、八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については、意見として、「議案第79号、八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

重度心身障害者医療費の支給対象に、これまでに対象にしてこなかった精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方を対象に含めるという事に対しては賛成です。しかしながら、同時にこれまで八潮市が他市に比べて障がい者に優しい施策をとってきた、食事療養標準負担額の2分の1に相当する額の助成を廃止する条例改正になるので、この部分が賛成しかねます。

委員会質疑の中で、来年10月から適用するという事で周知はしていくということを伺いましたが、令和6年7月から令和7年6月の間で、実際に一番利用しているご利用金額の高い方が26万7780円ということでした。ご利用している方からすると、とても手厚い施策だったと感じます。この条例改正は、市として身体障がい者、知的障がい者への福祉の後退につながると感じます。

また国は、食事は自宅でもとるから常にかかるもので、自身で払うべきものとしているようですが、地方自治体の役割とし

て住民の福利厚生を図るために、国と対等の立場で、独立した立場で施策を行っていくのも市としての役割と感じています。そういったことから、以上をもって反対の討論とします」との発言がありました。

議案の審査結果については、12議案すべて可決すべきものと決しました。

傍聴のご案内

本会議場には、親子傍聴席や車椅子席のほか、難聴者の聞こえを支援するヒアリンググループを設置しています。

本会議および委員会は、どんなでも傍聴することができます。市議会の活動にふれることのできる身近な方法ですので、ぜひ傍聴にお越しください。なお、定例会は年4回開かれます。

本会議場の一般傍聴席の定員は43人で、委員会の傍聴席の定員は10人です。

※定員を超えた場合、入場を一時お待ちいただくことがあります。

議会報編集委員会

(委員長)	鈴木 貞夫
(副委員長)	荒川 貴洋
(委員)	内田亜希子
	小宮 弘子
	前原 鮎美
	福野未知留
	前田 貞子